

## 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（法第34条第1項・法第34条第3項）

### (1) 非住宅部分

表 1

区分		認定申請手数料（※1）		
		審査機関等の 技術的審査を経る場合 （※2）	本市に直接申請する場合 （審査機関等の技術的審査を経ない場合）	
建物用途	規模			モデル建物法
	床面積（㎡）			
非住宅部分 （※3）	～300未満	9,200	85,300	222,900
	300～2,000未満	26,300	142,900	360,500
	2,000～5,000未満	78,700	231,500	514,600
	5,000～10,000未満	124,600	302,300	633,900
	10,000～25,000未満	157,300	363,400	749,400
	25,000～	196,600	426,300	854,900

### (2) 住宅部分

表 2

区分		認定申請手数料（※1）		
		審査機関等の 技術的審査を経る場合 （※2）	本市に直接申請する場合 （審査機関等の 技術的審査を経ない場合）	
建物用途	規模			誘導仕様基準
	床面積（㎡）			
一戸建ての 住宅	～200未満	4,600	17,100	33,500
	200以上～	4,600	18,400	37,400
共同住宅 長屋 併用住宅等 （※4）	～300未満	9,200	32,200	67,600
	300～2000未満	19,700	55,800	112,800
	2000～5000未満	43,900	101,100	192,200
	5000以上～	78,700	152,900	275,400

※1 上記は非住宅部分と住宅部分の区分ごとの認定申請手数料表です。認定申請に係る部分で合算した額が認定申請手数料の額となります。

※2 適合証の写しが添付されている場合を指します。

※3 表2中の共同住宅等の床面積は共用部分を含んだ床面積としていますが、「共用部分を計算しない評価方法」により省エネ性能を算出した場合は、共用部分の面積を除いた住戸部分が床面積となります。

※4 共同住宅の床面積には、共用部分の床面積を含みます。

・ 法第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る全ての建築物ごとに定められた額を合計した額となります。

## 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料（法第34条第3項・法第36条第1項）

### (1) 非住宅部分

非住宅部分の変更認定申請手数料額 = 表1で求める額 × 0.5（※1）

### (2) 住宅部分

住宅部分の変更認定申請手数料額 = 表2で求める額 × 0.5（※1）

※1 上記は非住宅部分と住宅部分の区分ごとの変更認定申請手数料表です。変更認定申請に係る部分で合算した額が変更認定申請手数料額となります。

また、合算した額に100円未満の端数がある場合は、100円未満を切り捨てた額が変更認定申請手数料額です。

・ 法第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合は、当該計画に係る全ての建築物ごとに定められた額を合計した額となります。

法とは、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」、令とは、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」のことを指します。